



募集中の職業訓練コース

(※一部、募集前のコースを含みます)

10/2



求職者支援訓練

求職者支援訓練制度とは、主に雇用保険を受給できない失業者等の方に対し、**受講料無料**（テキスト代等は自己負担）の職業訓練を実施し、ハローワークにおいて積極的な就職支援を実施することにより、安定した就職を目指す為の制度です。さらに、本人収入・世帯収入及び資産要件等、一定の要件を満たす場合は、職業訓練（公共訓練を含む）の受講を容易にするために給付金（職業訓練受講給付金）の支給を受けられることがあります。

募集期間	コース名	訓練期間	訓練校名	所在地
10/2(木) ～ 10/30(木)	はたらくスキル基礎科	11/20(木)～2/19(木)	CSスクール 橿原新ノ口校	橿原市
	パソコン&事務スキル実践科	11/20(木)～2/19(木)	日世スキルアップ スクール	橿原市
	未経験者でも学べるパソコン基礎科	11/20(木)～3/19(木)	OAルームビギン桜井	桜井市
	総務・簿記会計ソフト事務科		資格の教室生駒校	生駒市
	医療・調剤事務科		高田ビジネス コンピュータ学校	大和 高田市
	WEBクリエイター科	11/20(木)～4/17(金)	パソコン・ネットワーク スクールAUC	奈良市
	Webデザイン科	11/20(木)～5/19(火)	ビジネススクール BGM王寺校	北葛城郡
	ネイリスト養成科（短時間）		-KA-NAIL SCHOOL	生駒市
10/31(金) ～ 12/3(水)	パソコンも学べる介護職員初任者研修科	12/22(月)～3/21(土)	日世スキルアップ スクール	橿原市
	パソコンも学べるFP・簿記事務科（託児）	12/22(月)～4/20(月)	キャリア・サポート みらい	奈良市
	未経験でも出来るパソコン基礎科	12/22(月)～4/21(火)	高田ビジネス コンピュータ学校	大和 高田市



公共職業訓練（委託訓練）

公共職業訓練とは、主に雇用保険を受給している方等に対し、**受講料無料**（テキスト代等は自己負担）の職業訓練を実施し、ハローワークにおいて積極的な就職支援を行うことにより、安定した就職を目指すための制度です。雇用保険を受給できない方も受講可能です。雇用保険を受給できない方は、本人収入・世帯収入及び資産要件等、一定の要件を満たす場合に、職業訓練受講給付金の支給を受けられることがあります。

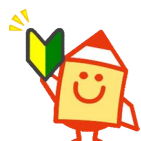
募集期間	コース名	訓練期間	訓練校名	所在地
9/1(月) ～ 10/15(水)	オフィス事務基礎科(NK-11)託児所付	11/4(火)～1/30(金)	高田ビジネス コンピュータ学校	大和 高田市
	総合美容科(SB-11)	11/4(火)～3/31(火)	橿原美容専門学校	橿原市
10/1(水) ～ 11/11(火)	会計簿記実践科(B-12)託児所付	12/1(月)～3/31(火)	OAルームビギン桜井	桜井市
	介護福祉士実務者研修(KJ-12)	12/1(月)～5/29(金)	人材育成・雇用協議会	橿原市



ポリテクセンター奈良（施設内訓練）

募集期間	コース名	ビジネス スキル講習付	企業 実習付	訓練期間
10/1(水) ～ 10/29(水)	CADものづくりサポート科			12/2(火)～5/29(金)
	住宅リフォーム技術科			
	住環境コーディネート科	○		12/2(火)～6/29(月)
	金属加工技術科	○	○	
11/4(火) ～ 11/26(水)	住環境コーディネート科			1/5(月)～6/29(月)
	金属加工技術科（企業実習付）		○	
	CAD/NC技術科			
	電気設備技術科			

場所(最寄駅)：橿原市城殿町（近鉄畝傍御陵前駅 歩12分）



ハロトレ説明会を開催します



ハローワーク奈良、ハローワーク大和高田にて訓練校の担当者と面談が出来ます。
公的職業訓練の受講を検討している方や、訓練内容を知りたい方など、お気軽にご参加ください。

訓練種別	開催日	場所	入校時期
求職者支援訓練 ポリテク参加 (1月開講コース)	10月10日(金)	ハローワーク奈良	11月
	10月14日(火)	ハローワーク大和高田	
	11月14日(金)	ハローワーク奈良	12月
	11月18日(火)	ハローワーク大和高田	
公共職業訓練 (委託訓練・ポリテク)	10月17日(金)	ハローワーク奈良	12月
	10月21日(火)	ハローワーク大和高田	

開催時間：13:00～15:00

説明会参加訓練校は「ハロトレ個別説明会のご案内」チラシでご確認ください。



参加する訓練校の数が多い場合、開催日程を追加する場合があります。
開催日および参加校は変更の可能性がありますので、参加される前に必ず窓口へご確認ください。

